

転校することが決まったら

矢吹町教育委員会

1 町外転出のとき

- (1) 現在通学している学校に転出の連絡をしてください。内容は、最後に学校へ登校する日・新住所・住所を異動する予定の日・転校後の学校名・連絡先などです。
- (2) 学校から**転学届**を受領し、必要事項を記入・押印後、学校へ提出してください。
- (3) 学校から、証明済の**転学届・在学証明書・教科書給与証明書・氏名ゴム印**を受け取り、給食費・諸会費の精算を行ってください。
- (4) 町役場で住民異動手続き（転出届）をして、転出証明書を受領してください。
次に、町教育委員会へ行き、学校から受領した**転学届**を提出してください。
- (5) 異動先の市町村役場で、「**3 転入のとき**」の流れで転入の手続きを行ってください。
市町村で手続きの流れが違うのでご注意ください。

※ なお、町外に住所を異動しても矢吹町内の学校へ通学を希望する場合で、所定の要件を満たすときは、「区域外就学」の願出ができますので、矢吹町教育委員会へご連絡ください。

2 町内転居のとき（学区が変わる場合）

- (1) 転居により通学区域が変わったときには、「**1 町外転出のとき**」と同様の流れで転校の手続きをします。
※ なお、町内転居後も引き続き転居前の学校に通いたい場合で、所定の要件を満たすときは、「指定校変更」の申し立てを行うことができますので、矢吹町教育委員会へご連絡ください。

3 転入のとき

- (1) 市町村役場で、住民異動手続き（転入届）をしてください。
- (2) 市町村教育委員会へ、元の学校から受領した**在学証明書・教科書給与証明書**を提示し、**転入学通知書(2部)**を受け取ります。
- (3) 異動先の学校へ、直接または電話で、お子さまの氏名・学年・生年月日・性別・登校する月日・準備するものについて確認し、お子さまと一緒に訪問してください。その際は、**在学証明書・教科書給与証明書・氏名ゴム印・転入学通知書(学校宛)**を持参してください。
※ なお、年度途中で転入する場合、学期末・学年末まで転入前の学校へ就学する「区域外就学」を希望する場合は、事前に転入前の市町村教育委員会へご相談ください。

〈連絡先〉 矢吹町教育委員会	☎0248-44-4400		
矢吹町立矢吹小学校	☎0248-42-3115	矢吹町立善郷小学校	☎0248-42-3626
矢吹町立中畑小学校	☎0248-43-2120	矢吹町立三神小学校	☎0248-45-2155
矢吹町立矢吹中学校	☎0248-42-2201		